

令和6年3月8日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ワ)第8893号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 令和6年2月16日

判 決

5

川崎市中原区新丸子東2-895-505

原告 フィシヨ麻依子

同訴訟代理人弁護士 齊藤秀樹

同 神原元

同 岡村晴美

10

同 太田啓子

同訴訟復代理人弁護士 水野遼

東京都港区麻布十番三丁目10番9号

被告 株式会社ソーシャルラボ

(以下「被告ソーシャルラボ」という。)

同代表者代表取締役 新田哲史

東京都港区麻布十番三丁目10番9号 株式会社ソーシャルラボ気付

被告 西牟田靖

(以下「被告西牟田」という。)

被告ら訴訟代理人弁護士 中野浩和

20

同 川村真文

主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

25

第1 請求

1 被告らは、原告に対し、連帯して、330万円及びこれに対する令和4年7

月9日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

2 被告ソーシャルラボは、別紙記事目録記載の記事を削除せよ。

第2 事案の概要

1 本件は、原告が、被告ソーシャルラボが運営するインターネット上のニュー
5 スサイトに掲載された被告西牟田の執筆記事により、名誉を棄損され、プライバシー
権を侵害されたとして、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償請求として、
慰謝料等330万円及び遅延損害金の支払を求めるとともに、被告ソーシャルラボ
に対し、人格権に基づく妨害排除請求として、同記事の削除を求める事案である。

2 前提事実（証拠を記載しない事実は当事者間に争いがない。以下、証拠につ
10 いて枝番を全て挙げる場合には枝番の記載を省略する。）

(1) 原告は、フランス国籍のフィショ・ヴィンセント（以下「ヴィンセント」と
いう。）と平成21年に婚姻し、同人との間に長男及び長女（以下「子供ら」という。）
をもうけ、日本で生活していたが、平成30年8月10日、子供らを連れて自宅を
出る形でヴィンセントと別居した。（甲1）

15 (2) 被告ソーシャルラボは、インターネット上のニュースサイト「SAKISIRU」
（以下「本件ウェブサイト」という。）を運営する株式会社である。

被告西牟田は、ノンフィクション作家、フリージャーナリストである。

(3) 被告ソーシャルラボは、令和4年7月9日、被告西牟田が執筆した別紙記事
目録記載の記事（以下「本件記事」という。）を、本件ウェブサイトに掲載した。

20 3 争点及び当事者の主張

(1) 名誉棄損の成否（①本件記事の摘示事実が何か、②当該事実について真実性
又は真実相当性が認められるか）

当事者の主張は別紙主張一覧表【名誉棄損】のとおり

(2) プライバシー権侵害の成否

25 当事者の主張は別紙主張一覧表【プライバシー侵害】のとおり

(3) 損害額

(原告の主張)

本件記事の公開により原告が受けた精神的苦痛に対する慰謝料は、300万円を下らない。また、その1割に当たる弁護士費用30万円が損害に当たる。

(被告らの主張)

争う。

(4) 本件記事の削除の必要性

(原告の主張)

本件記事の摘示事実は何ら根拠がなく、真実相当性もないから、表現行為そのものに価値がなく、被告らの意図する報道に際して原告のプライバシーを公開する必要もなかった。他方、本件記事の公開による原告の被害は甚大であり、原告が受ける不利益は、本件記事の表現行為としての価値を明らかに上回るから、本件記事の削除が認められなければならない。

(被告らの主張)

争う。

第3 争点に対する判断

1 認定事実

前提事実に加え、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告は、ヴィンセントとの別居後、令和元年中に、東京家庭裁判所に離婚訴訟を提起した。(甲1)

(2) ヴィンセントは、原告が子供らを連れ去ったとしてこれを告発し、令和3年7月にはハンガーストライキを実施し、その様子が国内外で報道された。(乙20)

(3) パリ司法裁判所の予審判事は、令和3年10月25日、原告について、ヴィンセントから子供らを略取し、ヴィンセントと子供らを会わせていないなどとして、「監督責任を持つ者からの子供の略取及びフランス国外での拘束」及び「尊属者あるいは親権を持つ者による、15歳未満の未成年者の健康に危険を及ぼす、監護及

び生活扶助の怠り」の罪状で、逮捕状を発行した（以下「本件逮捕状」という。）。
本件逮捕状に係る情報は、同日11時37分、フランスの捜索対象者ファイル（司
法当局、行政当局、警察又は憲兵隊の要請に応じ、捜索対象者等の情報を一元管理
するシステム。以下「FPR」という。）に登録され、同日13時24分、同情報に、
5 「MANDAT A DIFFUSION INTERNATIONALE」との
追記がされた。（乙24、27、28）

(4) 令和3年11月30日から同年12月3日にかけて、複数の報道機関が、イ
ンターネット上のニュースサイトに、本件逮捕状の発行について報じる記事を掲載
した。以下は、その一例とその概要である。

10 ア レゼコー（フランスの経済誌）（乙3）

フランス司法当局は、子供2人を誘拐したヴィンセントの妻に対して逮捕状を発
行した。

イ フィガロ（フランスの日刊紙）（乙5）

2人の子供を東京で母親に誘拐された日本在住のフランス人、ヴィンセントの日
15 本人妻に対し、フランスの司法が逮捕状を発行した。

ウ BBC（乙10）

フランスの司法当局は、子供2人をフランス人の父親ヴィンセントから引き離し
たとされる日本人の妻に対し、親による誘拐などの容疑で国際逮捕状を発行した。

エ 共同通信（乙23）

20 パリの裁判所は、東京在住のフランス人男性と日本人の妻の結婚生活破綻後、妻
が子どもたちを連れ去って男性に会わせないのは略取容疑などに当たるとして、妻
の逮捕状を出した。

オ 時事通信（乙8）

フランスの司法当局は、日本に住むフランス人ヴィンセントの妻が、夫婦関係破
25 綻後に子供を連れ去ってヴィンセントに会わせないのは未成年略取容疑に当たると
して、日本人の妻に逮捕状を出した。

カ TBS (乙11)

パリの裁判所は、未成年者略取容疑などで、東京に住むフランス人ヴィンセントの妻の逮捕状を出した。

キ 毎日新聞 (乙12)

5 パリの裁判所は、子供2人を連れて逃走し、面会を拒否したとして、フランス人ヴィンセントの日本人妻に国際逮捕状を発行した。

ク テレビ朝日 (乙14)

フランスの司法当局が、日本に住むフランス人、ヴィンセントの日本人の妻に対して、未成年者略取などの疑いで逮捕状を出した。

10 ケ AFP通信 (乙15)

フランス当局は、日本在住のフランス人男性ヴィンセントから2人の子供を引き離したとされる母親の日本人女性に対し、親による子ども誘拐と未成年者を危険にさらした疑いで、国際逮捕状を出した。

(5) 東京家庭裁判所は、令和4年7月7日、原告とヴィンセントを離婚し、子供
15 らの親権者を原告と定める旨の判決をした(以下「本件離婚判決」という。)(甲1)

同日、複数の報道機関が、インターネット上のニュースサイトに、本件離婚判決について報じる記事を掲載した。以下は、その一例と概要である。

ア 日本経済新聞 (乙16)

20 別居している日本人の妻が連れて出た子2人に面会させないとして、フランス人の夫、ヴィンセントと妻が親権などを争った訴訟の判決で、東京家裁は、妻に親権があると判断した。パリの裁判所は21年10月、逮捕状を発付し、妻は国際指名手配を受けている。

イ 産経新聞 (乙17)

25 フランス人のヴィンセントが、妻と親権などを争った訴訟の判決で、東京家裁は、妻に親権があると判断した。一方で妻が面会交流を妨げていることは問題だと指摘した。パリの裁判所は昨年10月、逮捕状を発付し、妻は国際指名手配を受けてい

る。

ウ 共同通信（乙18）

東京家庭裁判所は、フランス当局が昨年日本人女性に国際逮捕状を発行するに至った紛争で、子供たちを連れて逃亡し、フランス人の夫ヴィンセントに会わせることを拒否したこの女性に、監護権があるとの判決を下した。

(6) 被告ソーシャルラボは、令和4年7月9日、前提事実(3)のとおり、本件ウェブサイトには本件記事を掲載した。

(7) 国際刑事警察機構（ICPO、インターポール。以下「インターポール」という。）の国際手配制度

ア インターポールは、195か国が加盟する国際刑事警察機関であり、その活動の一つに、国際手配制度がある。同制度は、全加盟国の警察の組織力を通じて、国外逃亡被疑者の所在発見等に努めるものであるとされ、その方法には、①国際手配書の発行と、②ディフュージョンの送付の2種類がある。

①国際手配書（Notices）は、加盟国の国家中央事務局（インターポールを通じた刑事警察間協力のため、各加盟国が指定する事務局）等からの要請に基づき、インターポール事務総局が全加盟国に発行するものであり、いわゆる赤手配書（引渡し又は同等の法的措置を目的として、被手配者の所在の特定及び身柄の拘束を求めるもの）はその一つである。

②ディフュージョン（Diffusions）は、逮捕、拘束又は移動の制限等を目的として、加盟国の国家中央事務局等から一つ又は複数の加盟国に対して直接送付される協力要請等である。（以上につき乙25）

イ 日本及びフランスはインターポールの加盟国である。日本の国家中央事務局は、警察庁であり、フランスの国家中央事務局は、DCPJ（警察司法中央局）である。（乙25、26）

2 名誉棄損の成否

(1) 摘示事実

ア 本件記事がいかなる事実を摘示したものであるかは、一般の閲覧者の普通の注意と閲覧の仕方を基準として判断すべきである。

イ 本件記事は、「ハンストから1年、東京家裁で男性敗訴。判決は、フランスの逮捕状にも“開き直り”」と題し、冒頭のサマリー部分に「妻にはフランス当局が逮捕状が出たが、判決に影響はあったのか」との記載、本文に「フランスの裁判所はヴィンセントさんの妻を国際指名手配していた」、「ヴィンセントさんの妻のように、逮捕状が出て国際指名手配されることは稀だ」、「(ヴィンセントのコメントとして)195の国で指名手配になっている母親」といった記載がある(甲2)。「ヴィンセントさんの妻」と原告との同定可能性が認められることについては当事者間に争いがなく、このことを前提とすると、本件記事は、一般の閲覧者の普通の注意と閲覧の仕方によれば、「フランスの裁判所が原告の逮捕状を出し、原告を国際指名手配した」との事実(以下「本件摘示事実」という。)を摘示したものである。

ウ これに対し、原告は、本件記事は、フランスの司法手続きに基づきインターポールが原告の身柄拘束等を各国政府に要請したとの事実を摘示するものであると主張する。

しかし、本件記事は、フランスの裁判所を「国際指名手配」の主体として記載しており、インターポールがこれを行ったとの記載はしていない。

また、「国際指名手配」は法的な用語ではなく、その意味するところは一義的ではない。この点、日本の捜査機関が行う「指名手配」とは、「逮捕状の発せられている被疑者の逮捕を依頼し、逮捕後身柄の引渡しを要求する手配」であるとされる(犯罪捜査規範31条1項)。一部の指名手配被疑者については氏名及び顔写真が公開されている(甲3)。「国際手配」については、専らインターポールによる国際手配書の発行を意味するものとして一般向けに説明したウェブサイトも存在するが(甲4)、警察庁が公開しているインターポールのパンフレットにおいては、「国際手配」には、インターポールによる国際手配書の発行及び加盟国間の協力要請等であるデ

に、「指名手配」や「国際手配」の意味するところが明確に区別されて認識されているとはいえないことからすると、本件記事の閲覧者による「国際指名手配」の受け取り方も様々であり、上記のうちのどれか一つであるといったものではないというべきである。

5 そうすると、本件記事の閲覧者の中に、原告主張の事実が摘示されているものと受け取る者がいたとしても、それが一般の閲覧者の普通の読み方であると認めることは困難である。

エ 本件記事の摘示事実を上記イのとおり捉えた場合でも、本件記事は、一般の閲覧者に対し、原告がフランスの裁判所から国際的に指名手配されるほどの違法行為を疑われている人物であるとの印象を与えるという点において、原告の社会的
10 評価を低下させるものである。

(2) 本件摘示事実の真実性

ア 本件摘示事実は、公共の利害に関わる事実であり、その報道は専ら公益を図る目的で行われたということが出来るから、本件摘示事実の重要な部分が真実であることが証明されたときには、違法性が阻却される。
15

イ 本件逮捕状の発行後、F P Rに登録された本件逮捕状に係る情報に「MANDAT A DIFFUSION INTERNATIONALE」(MANDATは令状を指す。)との文言が追記されたこと(認定事実(3))、フランス当局において取り得る国際的な協力要請等の手段として、ディフュージョンの制度が存在すること(同(7)ア②)からすると、本件逮捕状の発行後、本件逮捕状について、少なくともディフュージョンの
20 手続が取られたことが推認されるといえ、この推認を妨げる証拠はない。よって、フランスの裁判所が本件逮捕状を発行し、同逮捕状について、ディフュージョンの手続が取られたものと認めることができる。

ウ そして、ディフュージョンの手続を取ったのは、フランスの裁判所ではなく、
25 同国の国家中央事務局に当たる警察司法中央局であると考えられること(同(7)イ)からすると、かかる事実と、フランスの裁判所が国際指名手配したとする本件摘示

事実との間には相違がある。また、ディフュージョンは、インターポールの加盟国間で行われる協力要請等であって、インターポールによる国際手配書の発行とは異なるものであるが(同(7)ア)、上記(1)ウのとおり「国際指名手配」との表現は一義的でなく、様々な受け取り方がされる可能性があるという点においても、いささか正確性を欠くものであったとはいえる。

エ もっとも、「国際指名手配」の主体がフランスの裁判所であるか、国家中央事務局であるかは、一般の閲覧者が本件記事から受け取る印象を左右するものとはいえず、この点が重要な部分であるとはいえない。そして、上記イのとおり、フランスの裁判所が本件逮捕状を発行し、同逮捕状についてディフュージョンの手続が取られたこと、すなわち、フランスの国家中央事務局からインターポールの加盟国に対する協力要請等が行われたとの事実が認められることからすれば、本件摘示事実の重要な部分が真実であることの証明があったと認めるのが相当である。

よって、名棄棄損については、違法性が阻却される。

3 プライバシー権侵害の成否

(1) 本件記事は、原告についてヴィンセントの日本人妻と記載し、原告の実名を摘示するものではないが、それが原告との同定可能性を有することについては当事者間に争いが無い。このことを前提とすると、本件記事は、①原告とヴィンセントが離婚訴訟中である事実、②原告が子供らを連れ去った事実、③ヴィンセントと子供らの面会交流がされていない事実(以下、丸数字に応じて「摘示事実①」等という。)を摘示するものと認められる。

(2) 摘示事実①ないし③は、原告夫婦の離婚やそれに伴う子供らの監護に関わる私生活上の事実又は私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある事柄であり、一般人の感受性を基準にして原告の立場に立った場合、公開を欲しない事柄であるといえる。なお、摘示事実①ないし③は、本件記事に先行して他の報道機関もこれを報じているものの(認定事実(4)、(5))、これらの報道により直ちにプライバシー権の要保護性が失われたと解するのは相当でなく、上記各事実の公表は、プライバシ

一権の侵害に当たり得るものである。

(3) もっとも、報道の自由の重要性にも鑑みると、かかる事実の公表について直ちに不法行為が成立すると解するのは相当でなく、その事柄を公表されない法的利益とこれを公表する利益との比較衡量により違法性の有無を判断すべきである。

5 本件において、一般私人である原告の離婚やこれに関わる事実は私事性が高く、これを公表されない法的利益を保護すべき必要性は高い。

他方、これを公表する利益についてみると、原告は、妻が子を連れて別居するということは格別珍しい事態ではないのであるから、あえて本件を取り上げる必然性は乏しい旨を主張する。

10 しかし、①国際的には、平成31年2月に開かれた国際連合の児童の権利委員会の会合において、日本の政府報告に対し、離婚後の親子関係について定めた法令の改正や、非同居親との人的関係及び直接の接触を維持するための児童の権利が行使できるようにするため、必要な措置を取ることが勧告される状況にあった(乙2)。また、②フランスにおいては、原告が子供らを連れて別居し、ヴィンセントに会わ
15 せていないことについて、本件逮捕状が発行される事態となっていた(認定事実(3))。そして、③日本人とEU市民の国際結婚が破綻し、日本人の親が子に面会させないケースが日欧間の外交問題となっていることは、複数の報道機関によって指摘されており(乙16、17、23等)、本件逮捕状の発行や本件離婚判決に関する報道が国内外で行われて社会の関心を集める状況にあった(認定事実(4)、(5))。本件記事は、
20 かかる状況の下で、本件逮捕状の被疑事実である子供らを連れての別居(摘示事実②)や面会交流がされていない状況(同③)、親権についての裁判所の判断(同①)について報道したものであって、これらの事実の公表については公共性や公益性が認められる。また、公表に当たっては、原告の実名を使用することなく、ヴィンセントの日本人妻と記載するにとどめており、必要以上に原告の個人的な事情を公表
25 したというものではない。

以上によれば、原告における摘示事実①ないし③を公表されない法的利益を軽視

することはできないものの、これを公表する法的利益と比較衡量した場合に、前者が後者を上回るものとはいえないというべきであり、本件記事が原告のプライバシー権を侵害し、違法であるとは認められない。

5 4 以上より、その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がない。

第4 結論

原告の請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第37部

10

裁判官

中井 彩子 

記事目録

URL <https://sakisiru.jp/31451>

タイトル

「ハンストから1年、東京家裁で男性敗訴。判決は、フランスの逮捕状にも“開き直り”」「ヴィンセントさん「私は横田めぐみさんの親になったような気持ち」」

投稿日 2022年7月9日

記事内容

- ・日本人妻による実子連れ去り被害を訴えるフランス人男性の離婚訴訟で判決
- ・妻にはフランス当局が逮捕状が出たが、判決に影響はあったのか
- ・「共同親権」導入議論への影響は？代理人の弁護士に見解を聞く

東京オリンピック開催にあわせて行ったハンガーストライキから1年。ヴィンセント・フィショさん（40）が妻との間で争っていた離婚訴訟の判決が7日、下された。東京家裁の出した判断は、長男（6）、長女（4）の親権者を彼らと同居する妻とする、従来通りの判決であった。今年に入り、共同親権の法制化の動きが加速していただけに、画期的な判決が期待されていたが、そうはならなかった。

DV 訴える妻の主張「完全崩壊」

主文。原告と被告とを離婚する。原告と被告の間の長男および長女の親権者をいずれも母である原告と定める。

東京家裁 141 号法廷。裁判長はヴィンセント・フィショさんに判決を言い渡した。傍聴席にはヴィンセントを応援する支援者（主に連れ去り被害者）やフランス大使館職

員らも駆けつけており、閉廷後、法廷から出てきた彼らは、一様に残念そうにしていた。一方、妻側は弁護士も含め、反応はなし。と言うのも、原告である彼女たちは、裁判そのものに欠席していたからだ。

判決が出た後で行われた会見で、ヴィンセントさんの代理人、上野晃弁護士はこの裁判について解説した。上野弁護士が強調したのが、裁判所のDVに関し、どう事実認定されるかであった。

『首をつかんで投げ飛ばし、背中を背中を2回蹴りつけた』という奥さんの主張。裁判所はこれを事実として認めませんでした。よって「DVがあったが故に逃げて連れていかざるを得なかった」という奥さんの主張が完全に崩れました。

妻への逮捕状の影響は？

この判決で注目したかったのは、フランス政府が、ヴィンセントさんの妻に出した、逮捕状の影響であった。というのもハンスト終了後、母国フランスの裁判所はヴィンセントさんの妻を国際指名手配していたのだ。

その理由は、「妻が子どもたちを連れ去って男性に会わせないのは略取容疑などに当たる」というものだ。西欧諸国の人と日本人による国際結婚が破綻し、日本人の親が子供を連れて帰国したことで問題になることが多い。しかしヴィンセントさんの妻のように、逮捕状が出て国際指名手配されることは稀だ。

このように国際指名手配されてもなお、夫に子供たちを会わせない妻と、DVの事実はなく「年間半分は妻に子を会わせる」という融和的な提案をしているヴィンセントさん。まったく会わせない妻より、ヴィンセントさんのほうが、親権者として相応しいのではないか。

ところが、裁判所はなぜか妻を親権者にした。

「連れて行った先で2人を育てていて、その子らの監護状況について特段の問題は見られない。だから原告が子どもたちの親権者として適格である」

いわゆる継続性の原則を適用したのだ。

なお、フランス政府から出た逮捕状に関して、裁判所は開きなおった。

「逮捕状は出ているけれども、逮捕はされていない。しかし養育ができているのだから問題ない」と。

その上で、今後の養育について、裁判所は2人に判断を委ねている。

「奥さんがヴィンセントさんと子供たちとの面会を妨害しているのは問題」としながらも、面会交流をするよう働きかけることはせず、「ヴィンセントさんと子供を交流させていくための努力は奥さんがすればいい」としか見解を述べていないのだ。まったく無責任すぎる。

子どもの権利「日本はリスペクトない」

判決についてヴィンセントさんは次の通り、コメントしている。

今日、裁判に負けたのは私だけではなくて、私の2人の子供たちもです。彼らは父親なしに育たなければなりませんし、フランスの市民権も失ってしまいました。195の国で指名手配になっている母親のもとで育たなければなりません。

ヴィンセントさんは、この問題を自分たちのことだけだと捉えていない。もっと俯瞰的な目で捉えている。

100人を超えるフランス人の子供たちが、日本において誘拐被害に遭っていて、私と同じ状態に置かれています。日本にいる100万人以上の子どもたちも同様です。彼らも負けたと考えてもいい。私はそう思います。

さらに彼は、子供の連れ去りについての見解を述べた。

子どもの権利という国際的に保障されたものに対して、日本は何らのリスペクトも払っていない。私は横田めぐみさんの親になったような気持ちになっています。私は自分の残された人生において、子供に会う権利を奪われたまま生きなければならない。本来ならば、当然あるべき子供を育てる権利や、親に育てられる権利が、同居親の意思や都合によって、侵害されている。こうした状況は、一刻も早く是正されるべきではないか。今後、ヴィンセントさんは上訴するという。

「共同親権」導入議論への影響は？

この判決を受けて、今後、共同親権化の動きとどうリンクしていくのか。それについての見解を上野弁護士に引き続き伺った。

というのも今まさに、法務省の法制審議会や自民党の法務部会でのプロジェクトチームなどで、新しい共同親権に向けた話し合いや議論が行われているのだ。

今年6月、共同親権の法制化が一気に現実化した。先月には、「法務省は、家族法制の見直しを議論している法制審議会（法相の諮問機関）の部会に、離婚した父母双方を親権者にできる「離婚後の共同親権」の導入を提案する方針を固め、民法改正の中間試案を8月をめどに取りまとめる」（毎日新聞6月20日）という報道があった。

翌21日、自民党法務部会「家族法制のあり方検討プロジェクトチーム」が家族法制のあり方について提言をまとめ、古川法務大臣に申し入れをした。法制審の選択的共同親権案と自民党法務部会の原則共同親権案は対称的なものだ。そのように、親権の制度設計を巡り、法務省と自民党法務部会がぶつかりあっている中、下されたのが今回の判決であったのだ。

上野弁護士はいう。

法務省の法制審議会と自民党の案とがある意味ガチンコで意見の対立が見られています。法務省の法制審は、連れ去りを今後も子供の連れ去りを、いわゆる子連れ別居として許容していこうという、そういう考え方のもとで、今、議論を方向づけていこうという状態なんです。この法務省の方向づけとこの裁判所の判決は見事に足並みを揃えたものでした。この判決の中身を、自民党のプロジェクトチームに報告します。裁判所がこういう宣言をしたということ。法制審の横暴を禁止する立法が必要です。

主張一覧表

【名誉棄損】

	原告の主張	被告らの主張
摘示事実		
(該当箇所)	「フランスの裁判所はヴィンセントさんの妻を国際指名手配していたのだ。」 「ヴィンセントさんの妻のように、逮捕状が出て国際指名手配されることは稀だ。」 「国際指名手配されてもなお、夫に子供たちを会わせない妻」 「195の国で指名手配になっている母親」	
(摘示事実)	フランスの司法手続きに基づき国際刑事警察機構が原告の身柄拘束などを各国政府に要請したとの事実	摘示事実は「フランスの裁判所はヴィンセントさんの妻を国際指名手配していた」であり、「フランスの司法手続きに基づき国際刑事警察機構が原告の身柄拘束などを各国政府に要請したとの事実」の摘示はない。 「195の国で指名手配になっている母親」は訴外ヴィンセント氏のコメントである。
(上記事実が摘示されたとみる理由) ※一般読者基準	①「指名手配」が逮捕状の出ている被疑者の身柄確保に向け、顔写真等を公開する等して情報提供を呼びかける制度であること(甲3)、②「国際手配」が国際刑事警察機構(インターポール、ICPO)が加盟国の各政府を通じて被疑者を身柄拘束したり捜索したりする手続きであること(甲4)からすれば、読者は原告主張摘示事実を読み取る。	「国際指名手配」とは「国際的に(=海外に)指名手配」したという意味であり、「国際刑事警察機構による手配」や「各国政府への要請」を要件とするものではない。
社会的評価を低下させるか	読者をして、原告は違法行為をして直ちに収監を免れない人物であるとの印象を与えるものであるから、原告の社会的評価を低下させる。	「フランスの裁判所はヴィンセントさんの妻を国際指名手配していた」の記載が、名宛人である「ヴィンセント氏の妻」の社会的評価を低下させることは、認める。

	被告らの主張	原告の主張
公共利害性、公益目的	①児童の権利条約の規定、離婚後単独親権制度(=親権を取り合う制度)の下、離婚事案における、子の連れ去りと親子断絶が横行している事実、それに対して、国連児童の権利委員会が共同養育の実現と別居親との交流を維持するための勧告を行っている事実。 ②子らの父親であり親権者でありながら、子らを連れ去られて子らと断絶させられたヴィンセント氏の事案が国際問題となり、国際的にも注目を浴びてきた事実。 ③原告の子らの連れ去り行為について、フランスで逮捕状が発布されている(=フランスで刑事犯罪とされる)事実。 ④以上を背景に、国内外の多数の報道機関が報道を行っている事実(乙3~19)。 ⇒ ヴィンセント氏と彼の妻との問題やその離婚訴訟の判決を伝える本件記事は、高度の公共利害性、公益目的を有する。	争わない。

主張一覧表

	被告らの主張	原告の主張
真実性(被告ら主張の摘示事実を前提とした場合)	<p>①原告が主張する「国際刑事警察機構が原告の身柄確保に向けて各国政府に捜索を手配したとの事実」は、本件記事で摘示されていない。</p> <p>②国際手配制度には、国際刑事警察機構による手配書の発行と、各国に設けられる国家中央事務局(NCB)によるディフュージョンとがあるところ、フランスの裁判所が、ディフュージョン(「MANDAT A DIFFUSION INTERNATIONALE」(乙24-1))=「国際手配の令状」(乙24-2))を手配した⇒「フランスの裁判所はヴィンセントさんの妻を国際指名手配していた」ことは真実である。</p>	<p>被告の説明によれば「ディフュージョン」すなわち、捜査への協力要請の主体は「国家中央事務局」だというのであるから、「フランスの裁判所はヴィンセントさんの妻を国際指名手配していたのだ」等という事実は存在しない。</p> <p>したがって、被告が主張する摘示事実は立証されない。</p>
真実性(原告主張の摘示事実を前提とした場合)	<p>「フランスの司法手続きに基づき国際刑事警察機構が原告の身柄拘束などを各国政府に要請したとの事実」を摘示事実とした場合でも、国際刑事警察機構の構成要請である国家中央事務局により、同機構のルートを通じて、日本の国家中央事務局に対し(身柄拘束等を)要請したもので(乙30、乙25)、それは真実である。</p> <p>「フランスの司法手続きに基づき国際刑事警察機構が原告の身柄拘束などを各国政府に要請したとの事実」と摘示事実とした場合でも、その「重要な部分」は、①フランスの裁判所が②原告の身柄確保等について外国(日本)に協力要請をしたことであり、それはディフュージョンとして行われている。</p> <p>←</p> <p>(1)私人の調査能力の限界や表現の自由とのバランスから、摘示された事実の「重要な部分」が真実だと証明されれば足りるというのが裁判例の動向である(新注釈民法(15)、511~512頁)</p> <p>(2)原告が社会的評価の低下として主張する「読者をして、原告は違法行為をして直ちに収監を免れない人物であるとの印象を与える」ものは上記①②の事実であり、国際刑事警察機構の関与や複数の国への要請はそれを左右するものではない。</p>	<p>①フィネル弁護士の言う「国際手配の令状」とは、「mandat d'arrêt à diffusion internationale」であり、「MANDAT A DIFFUSION INTERNATIONALE」ではない。②1975年5月2日付け規定「司法当局の要請による令状および管轄部局からの捜索要請」も「MANDAT A DIFFUSION INTERNATIONALE」ではない。</p> <p>また、③これらの証拠に照らしても、捜査協力を依頼するのは国家中央事務局であって国際刑事警察機構ではない。</p> <p>結局、原告主張摘示事実は立証されない。</p>
真実相当性	<p>①被告西牟田は、当時の原告代理人である露木弁護士に取材を申し込んだが断られた。</p> <p>②被告西牟田は、訴外ヴィンセント氏の代理人の上野晃弁護士からの取材情報に従い「フランスの裁判所はヴィンセントさんの妻を国際指名手配していた」との記事を書いた。</p> <p>③弁護士が、根拠なく「フランスの裁判所はヴィンセントさんの妻を国際指名手配していた」等と説明するはずがなく、フランスでの刑事手続(=フランスの裁判所がヴィンセント氏の妻を国際指名手配した)について法律の専門家である弁護士の説明を信じたことについて相当性がある。</p> <p>④実際、日本経済新聞社をはじめとする、大手メディアも、原告代理人側が取材に応じない中、フランスでの刑事手続について、ヴィンセント氏の代理人弁護士の説明に依拠して記事を書いており、その事実も相当性を基礎づける。</p>	<p>①相当の理由が認められるためには、詳細な裏づけ取材を要するのが原則である。</p> <p>②相当性の判断をする際には、行為時に存在した資料に基づいて検討することが必要となるのであるから乙24号証のメールの存在は問題にならない。</p> <p>③他の新聞社からの記事を鵜呑みにして記事を掲載したからといって、裏付け取材をすることなく、記事を配信した場合、相当性の抗弁が認められることはない。</p> <p>④情報源が名誉を毀損された者と対立関係又は紛争当事者関係にある場合には、名誉を毀損された者自身からの裏付け取材を行うとともに、それ以外の確実な資料にあたるのであれば「相当の理由」がない</p> <p>⑤一方的主張のみが報道された場合、被害者の取材拒否がそのことに寄与したとしても、被害者に取材に応じる義務がない以上、裏付け取材をしないことを正当化されるものでない</p>

主張一覧表

【プライバシー侵害】

	(原告の主張)	(被告らの主張)
摘示事実		
(該当箇所)	<p>「ヴィンセント・フィショさん(40)が妻との間で争っていた離婚訴訟の判決が7日、下された」</p> <p>「日本人妻による実子連れ去り」</p> <p>「国際指名手配されてもなお、夫に子供たちを会わせない妻」</p> <p>「奥さんがヴィンセントさんと子供たちとの面会を妨害しているのは問題」</p>	
(摘示事実)	<p>①原告と訴外夫が離婚訴訟中である事実</p> <p>②別居にあたり原告が子供らを「連れ去った」事実</p> <p>③2017年8月から現在に至るまで面会交流がなされていない事実</p>	<p>①否認 ①訴外ヴィンセントさんと日本人妻が離婚訴訟中である事実</p> <p>②否認 ②訴外ヴィンセントさんの日本人妻が子供らを「連れ去った」事実</p> <p>③否認 ③面会交流がなされていない事実</p> <p>上記①'~③'であれば摘示を認める</p>
プライバシー権を侵害するか	<p>①上記①②③の事実は原告の私生活上の事実であり、これらの事実はその内容は一般人の感受性を基準にして公開を欲しないであろうと認められる事柄である。実際に原告は心理的負担、不快、不安の念を覚えた。</p> <p>②いったん公開された情報であれば、いかなる場合でも自由に開示できると解すべきではない(「別件訴訟が公開の法廷で行われ、訴訟記録の閲覧が制度上認められているからといって、本件記事の内容が当時一般の人々に知られていたとは認められないし、夫婦内部のトラブルにおける一方の言動は、他方にとっても他人に知られたくない私生活上の事実である」とする裁判例がある)。</p> <p>③プライバシー情報が違法に開示されて一般に知られた場合は「非公知性」は失われないと解すべきである。</p>	<p>①摘示事実①'②'③'は、高度の公共利害性・公益目的に鑑み、本件記事に数カ月以上先立つ多くの報道によって、広く報道されており(乙3~19)「一般の人々に未だ知られていない事柄」(「宴のあと」事件判決)ではない。</p> <p>②原告は訴状で「妻が子を連れて別居するということは格別珍しい事態ではない」「仮に本件を取り上げるとしても、仮名を用いることにより原告のプライバシー権を侵害しない方法による報道は可能だった」と主張するところ、本件記事は、原告の氏名を記載しておらず、原告が主張する「原告のプライバシー権を侵害しない方法による報道」に他ならない。</p> <p>③の原告主張は、訴訟記録に現れた情報の開示によるプライバシー権侵害についての判例に基づくところ、本件記事が訴訟記録に該当する類のプライバシー情報を有する旨の主張がないから、主張自体失当である。</p> <p>④の原告主張には、乙3~19の記事のどの具体的記載が何故違法であるかの主張が無いので、主張自体失当である。</p>
当該事実を公表する理由との比較衡量	<p>仮に、被告らにおいて民法の親権に関する法制度の問題点について読者に知らせる意図があったとしても、そのために原告のプライバシーを公開する必要はなかった。妻が子を連れて別居するということは格別珍しい事態ではないのであるから、あえて本件を取り上げる必然性に乏しいし、仮に本件を取り上げるとしても、仮名を用いることにより原告のプライバシー権を侵害しない方法による報道は可能だったからである。</p>	<p>①摘示事実①'②'③'が公表されない法的利益は小さく、原告のプライバシーに配慮し、本件記事に必要な範囲で(ヴィンセント氏の)「妻」として言及するもので、原告の氏名も明らかにしていない。</p> <p>②上記「公共利害性、公益目的」での被告の主張①~④の通り、本件記事には、高度の公共利害性、公益目的が認められる。</p> <p>③最高裁H6.2.8(ノンフィクション「逆転」事件)は、ある者の前科等にかかわる事実、刑事事件や刑事裁判という「社会一般の関心あるいは批判の対象となるべき事柄にかかわるものであるから」実名の公表が許されるとする(新注釈民法(15)534~535頁)ところ、本件記事内容の公共利害性・公共目的性に加え、原告の行為に対し、パリの裁判所において「監護責任を持つ者からの子供の略奪及びフランス国外での拘束」などの罪状で原告に対する逮捕状が発布され刑事犯罪とされていることを考慮すれば、本件記事が原告に対するプライバシー権の侵害となる余地はない。</p>

これは正本である。

令和 6 年 3 月 8 日

東京地方裁判所民事第 3 7 部

裁判所書記官 瀬川 陽子

